

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（455）

2. 日時：令和5年2月16日 14時45分～15時55分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官※、

大塚安全審査官、小野安全審査官、上田審査チーム員、長江技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全技術担当）、他8名

原子力事業統括部 泊発電所 制御保修課 副長※、他12名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

（1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第10条 誤操作の防止（DB10 r. 9. 0）

（2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第10条 誤操作の防止（DB10-9 r. 8. 0）

（3）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第10条 誤操作の防止）

（4）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第10条 誤操作の防止

（5）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第11条 安全避難通路等（DB11 r. 9. 0）

（6）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第11条 安全避難通路等（DB11-9 r. 8. 0）

（7）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第11条 安全避難通

路等)

- (8) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第11条 安全避難通路等
- (9) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第14条 全交流動力電源喪失対策設備(DB14 r. 9. 0)
- (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備(DB14-9 r7. 0)
- (11) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第14条 全交流動力電源喪失対策設備)
- (12) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第14条 全交流動力電源喪失対策設備
- (13) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ(DB17 r. 8. 0)
- (14) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ(DB17-9 r. 7. 0)
- (15) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ)
- (16) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ
- (17) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第33条 保安電源設備(DB33 r. 9. 0)
- (18) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第33条 保安電源設備(DB33-9 r. 7. 0)
- (19) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第33条 保安電源設備)
- (20) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第33条 保安電源設備
- (21) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第24条 安全保護回路(DB24 r. 8. 0)
- (22) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第24条 安全保護回路(DB24-9 r. 8. 0)
- (23) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第24条 安全保護回路)
- (24) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第24

条 安全保護回路

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁大塚です。それでは北海道電力泊発電所3号炉の
0:00:07	設置変更許可申請の、10条11条十四条十四条。
0:00:13	24条33条に係るヒアリングを開始したいと思います。
0:00:17	それでは初めに十四条の方から説明の方をお願いします。
0:00:23	はい。北海道電力の平田です。十四条についての説明は、ヒアリング回答コメント回答から説明したいと思います資料としては、資料4-3です。
0:00:38	コメント、今回回答する分に関しては、ページとして8分の7と書いてるところからスタートでして番号的には、ナンバー24、
0:00:49	から27の4件ということになります。
0:00:52	まず、
0:00:53	ナンバー24からの回答ですけども、こちら基準の2号の規制を記載を適正化することというふうな書いてコメントをいただいておりますのでこの点、
0:01:06	まじし記載が抜けておりましたので、この点、この箇所について記載を適正化しております。
0:01:12	続いてナンバー25ですけども、こちらのコメントとしましては、定期検査における弁の閉止管理について、女川と実働等の管理ができていのかを確認し、同等であれば、最終審査実績の反映の観点から記載の追加を検討することと。
0:01:26	ということが言われておりました。この点について泊の管理方法を確認しまして記載の瀬古美瑛できるということを確認しましたので、記載合わせ込んでおります。
0:01:36	ただ読みかえの必要な例えば作業表を補修表に読みかえたりとか、そういったところは、差異理由を追加しております。
0:01:45	続いてナンバー26なんですけども、こちらは
0:01:50	のコメントとしましては、UD+PTカッコー部の一部について備考、注記の使い方の等級統一を図ること、また、クラス2からクラス1に格上げとなる部分の検査に係る対応について、適正な記載を添付
0:02:05	検討することと、ということが言われておりました。ここについてはですね、一部そのまとめ資料側と、
0:02:12	あわせて見た方がわかりやすいかなと思っておりましてまとめ資料側の記載としては17条の25ページになってございます。
0:02:23	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	十四条 25 ページの記載として修正した箇所は黄色ハッチングかけている箇所でございます、今回修正かけたのはその配管のうち第1 隔離弁から第2 隔離弁間の配管括弧エルボ以外、①と、
0:02:38	いうポイントになってございます。こちらの検査実績についてなんですけども、
0:02:44	前回はその検査実績の欄UTカッコ一部と、今、書かれているところがですね、
0:02:50	コメントのような、UT+PT1分というふうに書かれておましてこの点、実際そのPTの実績ない、実績がないというところですのでUTカッコ一部、
0:03:01	ということを表しております。この一部の内容については、※1の方で注記に書いておまして、一部UTの検査実績ありと。
0:03:11	その内容、具体的な内容というのが、配管メーカーにおいて周方向のUTを実施しているというところなんです。
0:03:20	なぜ一部かというところが実際のクラス1 機器の要求というのは、UTの場合は軸方向と周方向のUTが要求されていると。
0:03:31	ということなんですけどもそのうち事故をやってなくて周方向を実施しているというところでこのような記載にしております。
0:03:41	それでこの表というか、備考欄の記載なんですけども、この点についてはですね、基本的にその検査実績で、三角またはバツと書いているものについてはその不足分についての社会検査を実施する。
0:03:55	というような対応、対応方針のようなものを記載する箇所としておりましたので、この点について記載を適正化しましてUT+PTを実施すると。
0:04:07	いうふうな記載しておりますつまり配管の部分に関して全数UTPTを実施するというのを記載しております。
0:04:16	で、※2 で一部飛ばしてますけども、一部
0:04:20	設計構造上設計が困難な亀井貫通部というところもありますので、そういったところは、対象範囲から除くというふうに考えてございます。
0:04:29	以上ナンバー26 の回答としては、以上です。
0:04:33	最後の会コメント回答なんですけどもナンバー27 ですね。
0:04:40	こちらは拡大範囲を示した図面について解像度を上げたものに適正化することというところで、これの使うこの図を使っている箇所が3ヶ所ありましたのでその
0:04:50	図面をすべて差し替えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:54	コメント回答としては以上でございます。
0:05:00	あと、資料の4の、
0:05:03	4の方で自主、自主的な記載適正化リストをつけておりましたこちらについては基本的に誤記だとかっていうところ、政府整合だとかっていう箇所なので、
0:05:13	この点については、見ていただければわかるかなと思っております。
0:05:19	あと、
0:05:20	最後なんですけども、改めてちょっと資料を見直しまして、一応市、記載が適正でない、適正化を図られてないというところが、
0:05:32	一部ありまして、その箇所というのが17条の41というポイントで、先ほど岡田さんの方から説明あった差し替えを行った図になるんですけども、
0:05:52	17条の41ですね、まとめ資料の、
0:06:03	ちょっとこの点、この、この図というのはですねその流用制限ノズルを設置していることによって、RCPBから除外される小口径配管を黄色で塗っているもの、図になるんですけどもこの
0:06:14	塗っている箇所についてですね一部正しくない箇所がありますしましたので、ここは適切に見直したいと思っている箇所でございます。
0:06:25	説明としては以上になります。
0:06:29	ここで受けてどこがどう正しくないのかちょっと説明してもらいます。はい。衛藤。
0:06:36	あれのですね、図の中1041の加圧器周りの黄色ハッチングの箇所に、黄色で塗っている箇所になっております。
0:06:47	ここの図、ここのですね
0:06:51	口頭です。
0:06:53	一部
0:06:55	ドレン弁とか、ベントベーン、
0:06:57	土肥があるんですけどもそのところに実際、流量制限ノズルがついておりましたので、その点適切にやられてないと思っております。別に塗っていないので、この点を直したい。
0:07:12	ということでございます。
0:07:17	と、
0:07:23	あ、そうですね。
0:07:40	はい北海道電力の平田です。勝木っていうのが右下の方に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:45	あるのは確認されました。はい。その箇所に、再生熱交換器とか、ループ低温側だとかっていうところが伸びていると思うんですけども、そういった箇所のドレン弁ベント弁、黒で、
0:08:00	下にこう入ってるというか、そういった箇所の箇所にですね、実はノズル設置されておりますので、このところが黄色く塗るべきだと考えているということでございます。
0:08:13	言ってないです。
0:08:15	はい。
0:08:16	これを直さなきゃいけない。
0:08:18	その通りです。はい。
0:08:21	はい。
0:08:29	規制庁大塚です。それではここ、こちら側からの確認に入りたいと思います。
0:08:35	まずコメントリストのナンバー25のところ、
0:08:48	比較表の17-22ページをお願いします。
0:08:58	と黄色の一行名なんですけど、
0:09:03	緑の保修票等のあと2、2が入った方が日本語として適切ではないでしょうか。多分潜航も2が入っているので、
0:09:12	入れていただいてもよろしいでしょうか。はい、かしこまりました。
0:09:29	はい。規制庁大塚です。続きまして、
0:09:32	コメントの26番のところで、比較方比較表じゃないほうの資料4-1のほうのまとめ資料の、
0:09:42	十七条の25ページをお願いします。
0:09:50	このページの、
0:09:53	※1のところはわかったんですけども、
0:09:56	※2のところが、
0:09:59	今回急に追加されてまして、
0:10:03	この工場、
0:10:05	構造上接近が困難な壁とか貫通。
0:10:08	床貫通部サポート干渉部の範囲は除くって書いてあるんですけど、
0:10:13	ちょっと先行の資料見てもこういった記載が見当たらなかったんですけど、
0:10:18	これは先行プラントでもこのようなところは除外してるという理解でよろしかったです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:24	はい。北海道電力の平田です。まずこの配管の紹介検査なんですけども、当社のように檜垣委員さんを今後実施するという方針で、
0:10:35	対応しているプラントは出てないと思ってます。なので、この記載というのは当社オリジナルというかそういう記載にはなっておりまして、
0:10:52	すいません北海道電力河本です。ここの記載なんですけれども、もともとPWRはクラスⅡと扱ってたので、雪とかは、してないっていうのが基本なんですけど、それでもその中でも軸方向のいうときは、
0:11:08	やっていたと。それは、すいません周方向のゆ行きはやっていたと。それは軸方向に欠陥がありやすいのでっていうことでやっていたんですけども、
0:11:18	今回我々も、据えつけた後ですけども大井さんを見習って、やれるところはやりますと。
0:11:25	いうことにございます。それで、とせ、工場で検査するんであれば、素材の間の時に、UT掛けますんで全部かけれるんですけども、
0:11:37	うちの場合ですともう、ラグとか相当ついちゃってますんで、母材のところUTできない箇所っていうのは少なからずあると。
0:11:45	いうことでこういったところは除かせていただきたいという趣旨になってございます。
0:11:53	すいません。
0:11:57	わかる。
0:12:00	17-34 ページの比較表に見ると、
0:12:04	大井の場合は同じところはUTPDの実績があるで0になってますよねと。
0:12:11	範囲っていう感じではなくて、やってますよねと。
0:12:14	これの違いを教えてもらわないと言っちゃったのかもしれない。大井なんですけれども、このプラントだけなんですけど、建設段階から、
0:12:24	素材の段階でやってたんですね。あそこへ声かけるべきですよ。それ以外のプラントっていうのはやってないですよ。うちみたいについちゃった後に検査するとなると、どうしてもその下の負担っていうか、どうしてもできない場所が出てくるということで、
0:12:39	だから、それをだから何回も言っていて、他の
0:12:43	例えば大井がたまたまできてるのかもしれないんだけど、ここは泊と同条件のプラントの支出実績を持ってきてっていう話ですすいません北海道電力河本です。次のページの17の比較表でいうと17-35 ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:58	のところに、川内さんと高浜さんてますけれども、すみませんこれは先ほど申した軸方向、
0:13:08	2欠陥が生じやすいということで工場決算の時にやった周方向の、
0:13:13	P Tで代替してるっていうか、そういうのでカバーされているっていうことで、やられているようです。うちはそのお医者さんの実績もちょっとそのあと、
0:13:26	見ましたので、できる範囲では頑張ろうということにさせていただきます。
0:13:37	これちょっとちっちゃいから全部読めないけど高浜のやつも、U T + P Tで過去一部の三戸配管メーカーにおいて円周方向のU Tを実施していると。
0:13:47	P Tは全部やってるって、多分そういうことだと思うんだけど、
0:13:52	違うのかな。
0:13:58	すみません、これ前回うちもちょっと真似て書いてたんですけど、U T + P T (1) 部の箕輪、これ全体でのU T + P Tに対して一部のみっていう意味で、
0:14:12	U Tの
0:14:15	周方向の検査をやっているっていう。
0:14:17	ことでそれはうちと一緒に状況でございます。
0:14:22	小堀です。
0:14:23	すみません。U T + P Tで、
0:14:28	これを文章読むだけだよ、読むだけだという低位下の※に書いてあるのは、
0:14:34	資料9で備考に書いてあるのは、配管にもメーカーにおいて湯円周方向のU Tを実施しているから、U Tは一部って書いてあって、
0:14:44	P Tは全部やってるんじゃないかなと思うんですけど、そうじゃなくてここの意図っていうのはそういう意味なんですか。
0:14:55	はい。そういう意味でございます。
0:14:58	それが読めないっていうのが、前回ご指摘いただいたかと思ってて、うちは、すみませんこういう書き方を最初は真似してたんですけど、
0:15:08	今実際のところは、U D括弧一部やられたところだけ確保して、U Tの一部だけ。
0:15:16	検査実績がありますっていう書き方をあと、
0:15:21	そうすると仙台だとU T + P Tカッコ一部。
0:15:26	はいカーメーカーにて実施していると、U Tを実施していると。
0:15:30	これも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:32	仙台だとUT+PTで(1)分って書いてあるんだけど、これも、
0:15:39	UTだけが一部じゃなくてPTの一部って意味で書かれてるってことですか。
0:15:45	匹はやってないっていう理解
0:15:53	いや、いや、そういう、ここの読み方っていうのはちょっとあれで、
0:15:57	UT+PTカッコ一部なんだけど、
0:16:01	ここは備考に書いてあるのやってるやつだけを書いてるってことそうそう。
0:16:13	そういうことで鳥飼所長わかりましたそういう意味で、やっと理解しました。
0:16:19	だからできる範囲で、
0:16:23	入れとくべきなのかな何とも言えないなあ。
0:16:35	ISIも同様なんですよ。そういう、
0:16:59	わかりましたやっこの資料の意図の意味はわかりました。だから先行と変わらないんだけど、表現を少しわかりやすく書いたってそういう意味ですね。
0:17:09	プラスできる範囲はやりますってそういうことですね。はいはい。
0:17:14	あとちょっとこの表でもう1個だけ私確認したかったんで申し訳ないね刀禰。
0:17:19	今まで問題なってない2分の1PTのところ、
0:17:23	括弧MT括弧※6が書かれていてこれ多分検査要求で2分の1PTっていうのはさ厚いから、所そうじゃなくて2分の1のを持った時点で1回PTして、最終、最終章でもう1回やると。
0:17:38	いう話で要は内部欠陥が途中でないかという確認をするのに、このプラスワンでやっていただけ、検査実績としてはRTがあるのでRTは大分まで全部見れるので、基本的には2分の1PTも含めた、
0:17:52	検査の範囲が網羅的にRTで見れてるので、これでよしとしてるっていうそういうRT+PTで検査実績ありますよっていうことにしてると、そういうことでいいんですけど。
0:18:24	すいません。ちょっと僕もうろ覚えなんですけど
0:18:29	即、比較表でいうと17-45ページあたりからこら辺の取り扱い。
0:18:35	が記載されてまして、2分の1PTのところは確かですね
0:18:41	穴開けちゃうところで、削られちゃうっていう話が、
0:18:46	あったかと思ってますちょっとすいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:52	それで結局最後はなくなるんでっていうのがメインの説明会だったかと記憶してございます。
0:19:02	それもおっしゃる通りですはい。
0:19:17	規制庁大塚です。
0:19:19	続きまして、十四条あと1点だけなんですけど、
0:19:22	コメントNo.の最後のページの27番のところで、
0:19:27	先ほどの、
0:19:30	拡大範囲の図のところなんですけど、これって前回の審査会後でもうすでに直してましたか。
0:19:37	審査会合の資料と比べたら、
0:19:39	何も変更されてるとこなかったんですけど、
0:19:42	はい、北海道電力の平田です内容としては直してないんですけど、一部解像度が悪いものがあったのでそういったものは、すべて見えるようなものに差し替えていると。
0:19:54	直してございます。
0:19:56	規制庁大塚で承知しました。
0:20:00	ちょっと、
0:20:01	解像度がよくなったかもしれないんですけど、
0:20:03	文字とかがちょっと小さくて、
0:20:07	見えないのでちょっとな、これは何とかなんないでしょうか。
0:20:11	はい、北海道電力の平田です。
0:20:13	はい。もうちょっと少し、そういう箇所あると思いますんでそういったところを適正化していきたいと思います。
0:20:20	よろしく申し上げます。
0:20:23	十七条ほかにコメントありますでしょうか。
0:20:40	規制庁大塚です。それでは続きまして10条から、
0:20:44	条文の順番通り申し上げます。
0:20:48	ではまず、10条の方、事業者の方から説明をお願いします。
0:20:55	北海道電力の堤です。よろしく申し上げます。
0:20:58	それでは10条の説明になりますけれども、まずヒアリングコメント回答リストということで資料の1-3番、お願いいたします。
0:21:12	こちらはですねナンバー一番からナンバー9番。
0:21:16	につきましては前回のヒアリングまでに回答済みのものがございます。
0:21:22	ナンバー10番につきましては、手すりの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:26	設置、設置するイメージ図をつけるということのコメントでして、審査会合用のパワーポイントですとかまとめ資料の方に反映した上で、前回の審査会合で、回答しておりますので回答済みとさせていただきます。
0:21:41	コメントリスト以上になりまして、続きまして、資料1の4番の適正化箇所リスト。
0:21:48	でございます。
0:21:50	こちらも十七条と同様でして、
0:21:54	基本的に直す、自主的に直しているところとしましては、誤記ですとか、用語の統一といったものを修正するための、
0:22:04	適作適正化を行ったものでございます。
0:22:12	こちらからの説明は以上になります。
0:22:28	宮本ですけど今のところ特にコメントというのはないんですけど誤動作防止で溢水とか火災が入ってるので、一部中身が、
0:22:38	ですんでちょっと火災と溢水とか他の場んの、審査、営業影響とかその記載が修正が必要だったら、それは、
0:22:49	必ずこっちが反映してくださいね。それぞれがちょっと
0:22:53	気になりますので、内部溢水と外部電源とかそういうのはそうなんだけど
0:22:57	そういうものがこの誤動作防止入ってるので、そこはちょっと注意してくださいいいですかね。
0:23:03	はい。北海道電力の驚見です。承知しました。10上ですねおっしゃる通りの内部火災内部溢水ですとか、あとその他の中央制御室ですとか、そういったところから関連する条文なってますので、
0:23:14	そちらの方の主記載をリリースに反映するようにいたします。
0:23:23	他十条コメントよろしいですか。
0:23:26	でよろしければ次11条のご説明お願いします。
0:23:40	本店3課、発電所11条の説明お願いします。
0:23:45	はい。北海道電力、三浦ですよろしく申し上げます。
0:23:50	それでは11条の方のコメント回答リストに基づきまして説明させていただきます。
0:23:56	資料2-3のヒアリングコメント回答リストの2分の2ページ目。
0:24:02	のNo.7をご覧ください。
0:24:06	コメント内容といたしましては、緊急時対策所は、緊急時対策所に対する要求事項を、指揮所と待機所の両方で適合するものであるならば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:18	基準適合上の位置付けを整理した上で、記載の適正化を図ることということになっております。
0:24:25	回答といたしましては、緊急時対策所の作業用照明、可搬型照明は、一次冷却材系統に関わる発電用原子炉施設の損壊、
0:24:38	その他の異常が発生した場合において、
0:24:41	事故状態の把握や、指示を行う要員が收容される、緊急時対策所指揮所が対象となるため、
0:24:52	緊急時対策所指揮所に設置する設計といたしました。
0:24:58	前回のコメントに関しては以上となります。
0:25:10	規制庁の尾野です。
0:25:13	これは、
0:25:17	緊急時対策所に対する要求事項指揮所と耐震。
0:25:23	これはあれなんですかねこれによって指揮所が今、対象ですっていうことで書いてるんですけどこれによって何も修正ないってことなんですか。
0:25:32	これこれによって、
0:25:34	回答はされてるんですけど、何か影響を受けるわけでもなく、
0:25:39	何かちょっとすいません、回答の位置付けがちょっとよくわからなかったんで、北海道電力の方からですけどちょっと補足しますけれどももともとこの記載がですね緊急時対策所指揮所における、
0:25:51	ことっていう記載がもともとあって、これって指揮所だけなんですか緊急時対策所の両方なんじゃないですかっていうのを緊急時対策所の方でもいろいろ書き分けるってこと。
0:26:02	やってますけれども、それを検討した結果、今このDB上で、医師必要となる要員が集まるところは指揮所になりますんで、
0:26:13	都市気象の今までの記載通り、指揮所でここは問題ないと、いうことを、
0:26:19	と。
0:26:21	ということだと認識してるんですが本当に吹鳴し合ってますかね。
0:26:26	すいません北海道神保坂東でございます。ちょっと基本的に木本があつて遠くからすいません。
0:26:32	今岡田おっしゃってくれた通りですね、今までの指揮所というご説明してたんですけどもそれをちょっと明確に回答したということで、一部ちょっと資料の中ですらね、指揮所ってというのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:45	抜けてるところがございましたので、そちらの方は縮小ということを確認にさせていただきます。以上です。
0:27:00	網本ですけど。
0:27:04	他の条文だと、緊急時対策所って一にしてると思うんだよねここだけ指揮所に分けちゃうと、バランス悪くなるんじゃないのかなというのと、
0:27:14	ここで言っている。
0:27:18	初動で集まる要員は指揮所に集まる人間。
0:27:22	だけ待機所は、末田S A対応ってこと。
0:27:27	でも緊急時対策所は、あ、どうぞはいはい。
0:27:31	はい。すみません報道部等でございます。もともとの要求はですね、事故状態の各資料を行う。
0:27:39	ということで、稲川さんの方が、そちらの解釈をして救急対策所にもですね、無停電運転保安灯をつけているというものでございますけれども、
0:27:51	我々のもですね、緊急時対策所指揮所と、体調が変えておりますが、この事故状態等の把握、これは通信設備等を通じ設備ですけども、
0:28:02	あと指示を行う要員は縮小にしかありません。指揮者がメインでございますので、指揮所だけがその対象となるというふうに解釈してございます。
0:28:14	規制庁の小野です。
0:28:16	あれ何でしたっけこの間の通信連絡設備か何かで、緊対に設置するとか置いておくものについては、対期初に、
0:28:25	ではなくて指揮所にしかないものも全部緊急時対策所に設置するみたいな感じで、
0:28:31	書いていいそれはあれなんですね指揮所にあるものと待機所にあるものとかっていうのは、あれ書き分けてないんですよ。
0:28:39	ここの情報が書き分けるんってことなんですよ。
0:28:44	そうです前回の通信連絡設備でご説明したと思いますけれども、更新のところはですね緊急時対策所ってということで、
0:28:55	記載してますけれども、今後その指揮所にあるか待機所なのか明確でないのそこは書き分けると。
0:29:01	ということになってございます。
0:29:10	刀禰。
0:29:11	今言われてることは大体わかったんですけどこれ、申請書として書くときに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:16	じゃあ、
0:29:17	ここね 11-7 ページのところ、
0:29:22	読むと、可搬型照明については内蔵内蔵電池にて点点可能な設計として全交流電源喪失時における、
0:29:30	緊急時対策所指揮所内のファンを誤開移動し、
0:29:34	必要な照度、
0:29:36	確保できる設計とするってところが、緊急時対策所っていうふうにしたとしても、そんなに、
0:29:44	あれはないですよ。
0:29:46	影響はないですよ。
0:29:49	北海道ブランドでございます。
0:29:53	もう一部ですね、解釈では待機所にもですね、非常に本等がついていて、そこから指示をするというふうに誤解を招くと考えまして、
0:30:03	今は指揮所ということで、とにかく人ってこうからやるかというのを、
0:30:08	三上させていただいたという資料作りになってございます。
0:30:15	あれやね、今言ってるのは、それは、実際は指揮所で指示するのは、指揮するのは我々にしてるんだけど、
0:30:23	条文の中で、適合性を説明する時にそれを多分書き分けてなくて、
0:30:28	ここで言うと緊急時対策所の可搬型照明保管場所って言えば、結局、指揮所の中にある可搬型保管場所っていう話に多分なって、
0:30:38	苦しい。
0:30:41	例えば作業に必要な照度を確保できる設計とするっていうのも、基本的に緊急時対策。
0:30:47	所でも多分問題がないというか、逆にここを書きは、書き分け始めると他もいろいろ審議する時は、考えと、
0:30:57	忌避意識するときには緊急時対策所指揮所にして、待機所って一体何なんだっていう話になるので、レイビ上あんまりそこは細かく分けられないほうがいいんじゃないかなって気がするんですけどね。
0:31:11	東電ブランドですあ、わかりましたちょっともう一度その辺の表現をです、考えもう一度、成功したいと思います。
0:31:20	そうですね。意図としてはわかれました要は、場所としては明確にしたいってというのは了解なんですけど、申請書として書く時はやっぱりそこはちょっと
0:31:31	あまり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:33	なぜか他島並びをとったときに、あんまりこうなんつうのかな、限定して書き方をシュシキちゃうと、他に影響を与える可能性もあるので、
0:31:43	そこは注意してくる
0:31:45	例えばなんですけど女川であっても緊急時対策所つつつても、何だっけな
0:31:51	部屋を二つか三つ合わせて緊急時対策所言うというっていうふうにもともとをしてたと思うんですよ。それなんだけど、それは緊急時対策所の条文では動きを整理してるけど、
0:32:03	他の条文に行った場合は緊急時対策所ということでもまとめてると思うので、そこはよく確認していただければなと思います。いいですかね。
0:32:12	岡井弁グラントでございます。承知しました。
0:32:23	ものですちょっと少々内部で打ち合わせします少々お待ちください。
0:32:44	までが違う。
0:34:39	規制庁の尾野ですお待たせいたしました。
0:34:43	それでは、この条文他に確認したいことありますか。
0:34:49	はい。では次の説明をお願いします。
0:34:54	はい。続きまして、資料2-4、前回の審査資料における記載の適正化リストということで、ご訂正させていただきます。
0:35:05	こちらの方は自主的に適正化したもので、堤です。皆さんすみません11条についてはですね、
0:35:15	よろしいということですのでご説明は結構かと思えます。
0:35:19	はい。
0:35:20	引き続きまして北海道久野堤から十四条の方でご説明させていただきます。
0:35:29	コメントリストですね資料番号は資料3-3番。
0:35:34	なります。
0:35:46	はい。
0:35:48	と、まず、コメントNo.のですね。
0:35:51	11番までにつきましてはヒアリングで回答済みの内容でございます。
0:35:57	12番と13番につきましては前回の審査会合で回答済みの内容となっております。
0:36:03	ナンバー14番、
0:36:05	ですけれども、
0:36:06	コメントといたしましては直流コントロールセンターや直流母線についての記載を適正化するということで、回答としまして、非常用直流電源

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	設備を構成する設備として、直流コントロールセンターの記載を追加してございます。
0:36:20	比較表のほうでご説明いたします比較表 14-10 ページをご覧ください。
0:36:33	こちらの下半分がですね、直流電源設備の説明をする箇所になってございまして、
0:36:43	と黄色ハッチングしている箇所になりますけども、この直流コントロールセンターという記載を追加してございますもともとは、女川と同様にですね、直流電源設備の構成するものとして充電器と蓄電池というものを書いてございましたけども、大井の方に、
0:36:58	その蓄電池充電器のほかに直流き電盤という記載がございまして、それに該当するものとして続流コントロールセンター泊については直流コントロールセンター、こちらの記載を追加したものでございます。
0:37:11	コメント回答は以上でして、適正管理等につきましては、先ほど同様に、誤記ですとか用語の統一、そういったものを行っておりますので説明は割愛させていただきます。
0:37:24	説明は以上になります。
0:37:40	規制庁の尾野ですちょっと一応念のための確認なんですけれども。はい。
0:37:45	蓄電池の容量の計算に地下水位低下設備は入っていると理解してよろしいんでしょうか。
0:37:52	はい。北海道電力の堤です。
0:37:55	はい。蓄電池の容量にですね地下水排水設備の方、加えてございまして、
0:38:01	比較表 14-30 ページ。
0:38:05	ご覧ください。
0:38:10	はい。こちらの、
0:38:12	直流電源から給電がする必要がある設備をリストアップしたものですけどもこの四条のところにですね地下水排水設備というものを追加してございます。
0:38:23	で、容量計算上で言いますと、
0:38:28	ちょっとページを探しますので少々お待ちください。
0:38:43	はい。14 の 58 ページ、ごめんなさい。リーダー。
0:38:49	14 の 54 ページご覧ください。
0:38:56	こちらの蓄電池の容量を電流値を記載したものでございまして、
0:39:02	地下水排水設備については、この※2 がございますけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:07	この直流分連番の中の負荷として計上してございます。
0:39:12	以上です。
0:39:20	はい、規制庁のですありがとうございます承知いたしました。私からは以上です。
0:39:30	また気づいたからあれなんだけど、
0:39:32	19は水ポンプの自動停止インターロックこれはよくある話なんでいいんですけど、あれ、補機冷はついてないでしたっけ。
0:39:39	自動インターロックつけてないんでしょうけど切れ海水の方。
0:39:58	北海道電力の堤です。ないと認識してございます。わかりました。ちょっと今聞いてたんで私これ多分石川の話と、多分、
0:40:07	津波の方の話とかと絡むのでわかりました。ちょっとまたそのとき確認します。はい。
0:40:13	以上です。
0:40:19	はい。規制庁大塚です。他コメントよろしいでしょうか。
0:40:23	はい。よろしければ、十四条最初に終わりましたので、続きまして24条お願いします。
0:40:31	北海道電力の林です。24条についてご説明させていただきます。資料6-3、コメントリストのナンバー5番石井9に関して、目次と別紙9のタイトルの整合を図ることに対しまして、
0:40:44	回答といたしましては、目次のタイトルを別紙9安全保護回路の構成というふうに見直させていただきました。
0:40:52	また今回、目次の態度に不整合があったというところで、資料1通り、再度チェックいたしまして、資料番号6-4の通り、新たに発見されました動き等につきまして修正させていただいております。ご説明は以上です。
0:41:11	規制庁のでちょっと私から幾つか確認したいのですけれども、
0:41:22	規制庁の方でちょっとマスキングに係る部分について発言したいのでちょっと1回録音を停止したいと思います。
0:41:31	税調のです録音を再開します。それでちょっともう1点教えていただきたいんですけれどもさっきの24の、
0:41:42	中、
0:41:43	4ページで、ちょっとすいません私の、
0:41:47	ちょっと認識が足りてないところも、
0:41:50	あって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:52	今この安全保護系のデジタル計算機って書いていて、その女川の方ですと、一部デジタル演算処理を行う機器ってというのが書いてあるんですけども、
0:42:03	この
0:42:05	女川の一部デジタル演算処理を行う機器って、ちょっと何なのかなってというのがわからなくて、ちょっと説明していただけたらと思うんですけど、泊の方のデジタル計算機っていうのはこれはあれなんですけどデジタルの論理回路のことをデジタル計算機と、
0:42:21	読んでるのかなと思ったんですけどもそれは合ってるんですかね。
0:42:25	女川の方の素読デジタル演算処理を行う規定これは論理回路のことを言ってるわけではないんですけど、ちょっとその辺の説明をお願いします。
0:42:37	北海道電力の林です。まず、泊についてですけども、泊で申し上げているデジタル計算機は、デジタル化された論理回路のことという認識で、認識以降ございません。
0:42:50	それから女川さんの設備構成ですけども、比較表に、
0:42:58	実まっとう。
0:43:06	24 の、
0:43:15	59 ページから 61 ページの辺り。
0:43:27	なるんですけども、
0:43:35	すいません先にごめんなさい、24 の 57 ページの方の本文の方から、文章の方から先に説明したいんですけども、24 の 57 ページの
0:43:46	女川さんの比較表の欄ですけども、
0:43:54	冒頭ですね、
0:43:56	件数新安全保護回路は、件数信号処理において、一部、デジタル演算処理を行う機器があるほかはアナログ回路で構成しているというところで、
0:44:08	翁長さんの方でデジタル化されている部分というのは、泊論理回路の部分とは全く違いまして、どちらかという、検出器から検出信号を、
0:44:22	その論理回路部に取り込む部分のインターフェース部ですねこの検出信号の処理部において、さらにその一部、デジタル処理を行う機器も使っているというのが、
0:44:32	女川さんの実際になっておりますこのイメージ図を、
0:44:38	示しているのが 24 の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:42	60 ページであったり、61、60 ページですね 24 の 60 ページのところに、イメージ図で示されておりますけれども、
0:44:57	一番、この
0:44:59	四つ並んでる全部イメージ的には同じですけれども一番右側に書かれている箱が、
0:45:05	まとめりデジタル計算機の部分は論理回路の部分の番になっておりましてここはもうフルアナログなのが、女川さんの構成になっていて、
0:45:15	一番左側に検出器と書いて②×を書いた部分ありますけれども、この検出器からの信号を、一番右側の論理回路部、
0:45:26	ふらアナログの論理回路の部分に届けるために、間に設けている。
0:45:33	機器が真ん中に記されておまして、この真ん中のこのインターフェース部のうちさらにごく一部の部分についてデジタル化された部分があるというのが女川さんの構成になっております。
0:45:45	説明以上で、伝わっておりますでしょうか。
0:45:49	規制庁のほうですわかりましたありがとうございます。少々お待ちください。
0:46:25	規制庁皆さんありがとうございます。あとすいません最後にもう1点だけで記載だけちょっと教えていただきたいんですけれども、24-14 ページの、
0:46:34	保守ツールであるんですけれども、
0:46:39	この方保守ツールっていうのは、デジタル計算機を保守するものなんですかね。それともこの安全保護系全体の保守をするものなんですか。
0:46:52	北海道電力の林です。デジタル計算機を保守するツールという理解でお願いいたします。規制庁の谷津わかりましたどうもありがとうございます。私からの質問は以上です。
0:47:04	少々お待ちください。
0:47:18	あ、規制庁です
0:47:19	はい。私からの質問です他ありますか。
0:47:28	宮本です。ちょっと今後のこともあるので、できるかどうかだけ確認なんですけどさっき言われていた女川のイメージ図であって、60 ページだったかな。
0:47:42	で、
0:47:42	当然これ、わかりやすくこれ書きましたっていうことで、アナログとデジタルがわかるように検出器から書かれていて、
0:47:51	泊の場合はどうかっていうと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:54	要は、多分4、24の58ページでいくと、
0:47:59	に書いてある安全法回路の構成って書いてあって、
0:48:04	これが全部デジタルだっていう、多分そういう意味でいいですかね、そういう認識そういうイメージでいいですかね。
0:48:13	北海道電力の林S、
0:48:15	そのイメージで、概ね間違いないんですけども、
0:48:20	24の77ページに別紙の9というのをヒアリングのやりとりの中で新たに追加させていただいたものがありまして、こちらで、
0:48:30	理事先ほど大野さんからもありましたデジタル計算機の範囲がどこなのかというのを
0:48:35	よりわかりやすく明示させていただいております、
0:48:39	この別紙9で赤枠で囲った部分こちらがフルデジタルの工程になっておるものです。なるほどわかりましたこれが一番イメージわかりやすいですねはい。
0:48:49	ちなみにこれっていうのは、これマスキングになってないけどこれマスキングにはならないということでもいいですか。
0:49:00	北海道電力の林です。こちらはちょっと変更さん含め、論理回路の構成、これにつきましては設置許可含めマスキング対象外となっておりますので弊社も同様の対応でございます。
0:49:13	はい、ありがとうございました。私は以上です。
0:49:17	規制庁大塚です。
0:49:20	20条について他コメントよろしいでしょうか。
0:49:29	では、よろしければ最後33条のご説明をお願いします。
0:49:34	はい。北海道電力の山本でございます。それでは33条の説明をさせていただきます。ヒアリングコメント回答リスト、資料5-3をご覧ください。
0:50:09	それではヒアリング、コメント回答リストの説明をさせていただきます。
0:50:16	ナンバー8でございますけれども前回12月21日のヒアリングで
0:50:24	送電線の広域図詳細図に掲載するということについてはお答えしておりましたが送電線概要図に7名を記載することということにつきまして追加でコメントをいただいております。
0:50:36	こちらにつきましては
0:50:38	IDの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:41	I Dでないですね、ナンバー20番、こちらの方で説明をさせていただきますのでこちらについては
0:50:47	後程説明をさせていただきます。ナンバー19番、6、5ページ目になります。
0:50:53	こちらのナンバー19番ですけれども、まずこちら、必要なディーゼル発電機というものをディーゼル発電機2台と、必要なところについて
0:51:04	適正にすることというご指示、コメントをいただいております、こちらの比較表、10ページ、12ページ、21ページ26ページ31ページ。
0:51:14	こちらの方で必要なディーゼル発電機というものをディーゼル発電機2台というふうに修正をさせていただきます。
0:51:21	あわせて同じようにですね必要なディーゼル発電機というふうに記載を変更しておりました。189ページ、比較189ページでございますけれども、
0:51:31	こちらにつきましては、燃料貯油槽、こちらの容量のことを申し上げますのでこちらについては必要なディーゼル発電機1台と、1台当たり必要な容量を確保していますと。
0:51:44	ということで記載を修正させていただきます。
0:51:47	続きまして、ナンバー20でございます。こちら、発電所から変電所に入るところまでの支店名幹線名、こちらを色分けして明示することと、
0:51:57	ということでコメントをいただいておりますこちらにつきましては比較表の80ページ、83ページ。
0:52:04	こちらの方に記載をさせていただきます。比較表の80ページで申し上げますと、
0:52:11	泊発電所のところから青い線が出ているところが275kVの泊幹線、赤い線が出ているのが、275kVの後志幹線、
0:52:21	ピンクの線が出ているのは泊地中線、こちらの方から
0:52:26	1個上の変電所までのラインについて支店名を記載しているものでございます。
0:52:32	引き続きましてコメントNo. 26番でございます。こちら式と数式の説明等式の関係を示す括り。
0:52:42	こちらがずれてございましたので、こちらについてはそのずれを解消するようにさせていただきます。
0:52:48	こちらは、393ページ、比較表の393ページになりますが、こちら、解消させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:56	あと、
0:52:57	前回のヒアリングから変更した箇所といたしまして、1月エンドで通常解消いたしますと申し上げておりました。
0:53:08	開閉所基礎の設置地盤の支持性能について、こちらでございますけれども比較表の160ページ、
0:53:15	165ページ、169ページ。
0:53:18	こちらにございます。表でございますけれども、こちらの表の中の数字を埋めておまして、最大接地圧が評価基準値
0:53:28	を下回るということを確認してございます。すべて判定は良好ということでございます。
0:53:35	こちらを追加してございます。
0:53:37	残り
0:53:39	コメントリストは以上でございます記載適正化箇所リスト、こちらにつきましては、他の条文と同様に、後期の修正ですとか、記載の適正化、
0:53:50	あと図が多少不鮮明になっているところを、解像度を上げた、というような変更をしてございます。
0:53:57	33条のご説明は以上でございます。
0:54:03	規制庁、大塚ですご説明ありがとうございました。
0:54:07	まず、
0:54:09	ナンバーの8なんですけど、
0:54:14	8は一応本日回答の扱いということでよろしかったです
0:54:18	はい。北海道電力の山本でございます。No.8につきましてはすいませんコメント内容のところの赤字のところですね。
0:54:26	こちらの内容送電系統図、系統概要図に生命を追記することというところのコメントに対しまして、No.20とあわせて回答させていただいている。
0:54:38	ものでございます。ですので
0:54:40	残りの
0:54:43	比較表で申しますと116ページと122から123、こちらの地図の方には埋めておったんですけれども送電系統概要図2と、
0:54:53	いうところにつきまして、追加でコメントいただいておりますのでこちらにつきましては、今回、本日ですね、No.20とあわせて回答させていただくもの。
0:55:03	としてございます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:43	規制庁大塚です。そうしましたら、ちょっと本日回答って位置付けにするのであれば、
0:55:49	右側 2 番目の資料反映箇所については本日の資料で、ページ数を記載していただいてもよろしいでしょうか。
0:55:57	はい。北海道電力の山本でございます。承知いたしました。ナンバー20と同様にですね、こちらの資料反映箇所の番号、本日の資料番号を改めて記載をしたいと思います。
0:56:09	今記載しております資料番号につきましては、12月21日に一部回答させていただいたものになりますので、こちらは本日の、ページ数に合わせるような形で修正をいたしたいと思います。
0:56:23	以上でございます。
0:56:34	規制庁大塚です。あと1点だけなんですけどちょっと本日の回答とは関係ないんですが、
0:56:40	江藤比較表の、
0:56:42	33-21 ページお願いします。
0:56:55	第7項についてのところで、
0:56:59	上から三行、上から三つ目のパラグラフのところの2行なんですけど、
0:57:05	これらによりその系統を構成する。
0:57:08	機器の単一故障が発生した場合にも機能が確保される設計とする。
0:57:15	記載の中の、
0:57:17	その系統を構成する機器、
0:57:20	機器なんですけど、
0:57:22	ここ基準ではですね、機械、機械、機械または器具っていうふうになってるんですけど、
0:57:30	泊で記載している機器、
0:57:33	の表記の中には、
0:57:35	機械と器具両方が含まれるという理解でよろしかったでしょうか。
0:57:41	北海道電力の山本でございます。こちら機器と申し上げておりますのは機械または器具ということで、
0:57:50	ディーゼル発電機ですとか、蓄電池、これらを構成する機器、機械、またはキュを総称して記載してございます。以上でございます。
0:58:04	規制庁大塚です。そうしましたらちょっと申し訳ないんですけど、そういう理由の方に聞い
0:58:11	の中には、機械器具両方が含まれる旨を記載していただいでよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:02	規制庁大塚です。ちょっとここ申し訳ないんですけど基準の方に合わせていただいて、衛藤大井の記載に戻していただいてよろしいでしょうか。
0:59:11	はい。北海道電力の山本でございます。こちら機器という言葉につきましてはイサーンと同じ表現といたしまして機械または器具という表現に修正をしたいと思います。
0:59:24	以上です。
0:59:26	規制庁大塚です。私からは以上です他、コメント。よろしい。
0:59:34	規制庁宮本ですけどちょっと
0:59:38	今回注目を浴びてるのでこれを加えていただきたいなと思ってるのは、ちょっと小さいので、30、まとめ資料側の33条の68ページ以降のやつで、
0:59:48	ちょっと見ていただきたいんですけど、ちょっとさっきの中電の話もあったんですけど、
0:59:52	地下水排水設備、
0:59:54	がどこに繋がってるんですかっていうのがちょっとわからないので、電源が非常に繋がってるはずなんだけど今後ね、
1:00:03	ここに出てる本ちょっと見劣り。
1:00:06	非常用母線に繋がってる。繋がってないよね多分繋がって繋がってるんだけど書いてありましたっけ。
1:00:22	400440 よりも下電圧がもうちょっと低いってこと。
1:00:27	北海道電力の山本でございますこちら440Vのパワーセンターまでを記載させていただいております同じ440Vではございますけれども、このパーセンターの下流に原子炉コントロールセンターというものがございます。
1:00:40	例えば真ん中の4-1母線、
1:00:44	こちらご覧いただきますと、こちらの棒線の、すみません細かくて申しわけないんですけども右から2番目、予備の横にエーワン原子炉コントロールセンターというものがございます。
1:00:56	真ん中所内変圧器からまっすぐ下がっていただいてちょうど真ん中ぐらいのところに、4-1A5000と4-1母線という、
1:01:06	1です、失礼しましたごめんなさい。
1:01:09	失礼いたしました。
1:01:10	はい。1がございましてこちらの下の方、右側に予備とございますけれども、その左側、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:18	1 原子炉コントロールセンターはい、こちらの負荷になってございます。
1:01:24	こちらのA1A2、原子炉コントロールセンターB1Bの原子炉コントロールセンターがございましてこちらの負荷として、地下水、
1:01:34	の設備がぶら下がっているものでございます。
1:01:55	これちょっとスペシャルなんだけど申し訳ないんだけどこの原子炉コントロールセンターの後に、地下水廃止排水設備排水設備
1:02:04	地下水再生設備他って入れていただくと。
1:02:08	こっちの細かい、
1:02:11	丹清家せいぜい入れなくてもいいと思うんだけど、あとで見直し時にどこに入ってるんだっていうのはやっぱりちょっと、設備って国少し、
1:02:20	注目を浴びてるので、わかるように、
1:02:24	一番わかるように書いといた方が、ここで書いてるところの下に繋がってるので、
1:02:30	大丈夫ですっていうのは説明できると思う。ちょっとそこは付け加えていただけますか。
1:02:49	北海道電力の山本でございます。
1:02:53	まとめ資料の33条の69ページ、第1-2図、外部電源喪失時におけるのディーゼル発電機の負荷曲線、
1:03:03	から始まりまして4枚ほど負荷曲線の
1:03:07	をお示ししている図がでございます。こちらの左側の下の方にですねその他非常負荷といたしまして、原子炉コントロールセンター
1:03:16	他を記載してございますけれども、こちらの原子炉コントロールセンターの内訳といたしまして、地下水排水設備他という記載を追加させていただきます。こちら4枚対応いたします。
1:03:33	はい。お願いします後、
1:03:36	ちょっと中にあつたら、申し訳ないけど今回66キロで追加につなげた補助建屋につなげるラインありますよね。
1:03:43	それって図か何かついてるんでしょうか。
1:04:17	北海道電力の山本でございます。まとめ資料の後ろからめくっていただきまして
1:04:23	参考資料の参考資料の前にですね別紙13という資料がでございます。
1:04:29	こちらの別紙13-2というところにですね概略配置図を記載してございまして、こちらにルートC v トンネルのルートに記載させていただいてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:40	はい、わかりました。ありがとう。これついてるとわかりますはい、了解しました。私は以上です。
1:04:50	規制庁大塚です。33条について、他コメントよろしいですか。
1:04:55	はい。
1:04:56	今日1日を通じてよろしいですか。
1:04:59	はい。
1:05:03	今日の段階ではとりあえずまだコメントは次が先ほど言った以外は特にコメントないんですけどこれから審査当然今我々テンパチと本文がメインで見ているところがあるので、それ以外のところも含めてまだ全部見切れてないところもあります。
1:05:19	で、先ほど言ったように他条文からの影響とかもあると思うので、事業者の方では、ちょっと今日終わりっていうよりは、中身よくも再度確認してください3月の末に多分まとめて出してもらおうと思っているので、
1:05:33	それまでにその誤字とか脱字とかも含めて記載の適正化を含めて、
1:05:39	よく確認してください。今日の主コメントに関しては、
1:05:45	記載ぶりだけなのであえてその再度ヒアリングは多分必要ないと思うので、
1:05:50	中身の方の予報、中身をよく確認してください。大きな変更等が発生する場合はこちら側に連絡をしていただいて改めてヒアリングという形でしたいと思いますので、よろしく願いしますいいですかね。
1:06:08	北海道電力岡です。かしこまりましたよろしくお願いします。
1:06:13	規制庁大塚です。事業者側から他によろしいでしょうか。
1:06:17	はい、よろしければこれで本日のヒアリングは終わりたいと思いますありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。